

# 仕 様 書

## 1 件名

平成 31 年度 東京都観光ボランティア研修業務等委託

## 2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から平成 32 年 3 月 31 日まで

## 4 目的

東京都観光ボランティア（以下「ボランティア」という。）は、東京を訪れる国内外からの旅行者が快適に観光を楽しめるよう、観光案内と東京の魅力を紹介する活動を行っている。ラグビーワールドカップ 2019 及び東京 2020 大会を見据え、障害者や高齢者などあらゆる旅行者に対応する力をボランティアに習得させ、ボランティアの活動の質を高めることを目的とする。

## 5 支払方法

年 2 回（平成 31 年 9 月末及び平成 32 年 3 月末）の履行と執行額の確認後、受託者からの請求に基づいて支払う。

## 6 委託内容

別紙 1「ボランティアの主な活動内容について」及び別紙 2「ボランティア事務局との連携及び役割分担」を参照の上、ボランティア活動に活用できる研修を企画し、実施すること。

### (1) 年間スケジュール及び実施計画並びに実施体制の提出

ア 契約締結後、年間スケジュール及び実施計画並びに実施体制（現場責任者、緊急時の対応等）について速やかに財団に提出し、その内容について協議すること。

なお、実施計画は、研修日、会場、研修内容、講師名を記載すること。

イ 各研修を実施する 6 週間前に、ボランティアへの研修案内告知文、当日の実施体制（会場、人員配置図、現場責任者）及び研修内容の詳細（配布資料、講師名）を財団に提出し、承認を得ること。

なお、ボランティアが研修に関する問合せをすることができるよう、研修案内告知文に問合せ先（事業者名、担当者名又は担当部署名、Mail アドレス、電話番号）や対応可能日時を記載すること。

ウ アンケートの回答結果及び受講者数等を考慮し、必要に応じて、年間スケジュール及び実施計画並びに実施体制を適宜修正し、その内容について財団と協議すること。

### (2) テーマ別研修

別紙 3「平成 30 年度テーマ別研修実績」及び別紙 4「テーマ別研修詳細」を参照の上、実施スケジュールを企画し、実施すること。

### (3) 障害者及び高齢者対応別研修

別紙 5「障害者及び高齢者対応別研修詳細」を参照の上、実施スケジュールを企画し、実施すること。

なお、研修は車いすを使用したり、高齢者疑似体験を実施するなど、実技形式で行い、実施に当たり、事故が発生しないよう十分注意するとともに、事故発生時に対応できる人人体制を敷くこと。

また、ラグビーワールドカップ 2019 大会の開始前（平成 32 年 9 月 22 日）に可能な限り実施できるように年間スケジュールを調整すること。

#### (4) 平成 31 年度新規採用ボランティア向け研修

別紙 6「新規採用ボランティア向け研修詳細」を参照の上、実施スケジュールを企画し、実施すること。

#### (5) 実施報告書の提出

各研修を実施後 1 週間以内また全研修実施後の 1 か月以内に、以下の事項を記載した報告書及び当日使用した資料、回収したアンケートの写しを財団に提出すること。

なお、当日使用した資料について、財団が、ボランティアポータルサイト（全ボランティアが閲覧及びダウンロード可能。ただし、無断複製や SNS 等へアップロードすることは禁止している。）に掲載することについて、受託者はこれを了承するものとする。また、当日使用した資料は、電子データでの提出に加え、原本を 5 部納品することとする。

ア 受講者数等（申込者数、当日のキャンセル数等）

イ 当日の研修内容（当日の状況を収めた写真も可能な限り使用すること。）

ウ アンケート回収数及び分析結果（アンケート回収率含む。）

エ 総括（次回以降、改善する点があれば記載）

### 7 著作権等

(1) 受託者は受託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）を財団に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。この規定は、受託者の従業員及び本契約遂行に当たり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

(2) 第三者からの著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。

(3) その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

### 8 個人情報の保護

受託者は別紙 6「個人情報に関する特記事項」を遵守するとともに、本契約の履行に際して知り得た秘密はこれを漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

### 9 電子情報の処理

本契約の履行に当たっては、別紙 7「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を順守すること。

### 10 その他

(1) 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更する。

(2) 事故等が発生した場合は速やかにこれを処理し、直ちに財団に連絡・報告すること。

(3) 業務時及び業務終了後の緊急時の連絡体制を確保し、財団へ報告すること。

(4) 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(5) 契約満了又は契約解除に伴う新規受託業者との引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないよう十分な対応を行うこと。

(6) 取材の要請があった場合は、協力すること。

(7) 契約の履行について不明な点がある場合には、事前に財団と協議し、これを確定する。

- (8) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (9) 年号が変わった場合、以降に係る現行の表記を新年号に読み替えるものとする。

以上